

滋賀県立琵琶湖漕艇場施設等使用申込書

年 月 日

滋賀県立琵琶湖漕艇場 場長様

下記のとおり使用したいので、滋賀県立琵琶湖漕艇場の管理規則等を承知のうえ申し込みます。

記

申込者	住所		担当者	担当者名	
	団体名			連絡先(Tel)	
	代表者名			緊急連絡先	
使用期日		自 年 月 日 至 年 月 日	使用目的		

区分				使用件数	単価	金額	区分				使用件数	単価	金額		
艇庫	4人漕ぎ	学生	1艇1日	艇	日	240	会議室 宿泊利用	学生	13:00~17:30	人	回	130	130		
		その他		320	その他	8:30~12:30		160							
	2人漕ぎ	学生	1艇1日	艇	日	200		学生	1人1泊				1,580	1,580	
		その他		280	その他								1,850		
	1人漕ぎ	学生	1艇1日	艇	日	170		会議室	8:30~12:30	回			440	440	
		その他		200	13:00~17:00	600									
	オールパドル	学生	1本1日	本	日	50		17:30~21:00	うち1時間				880	880	
		その他		60	※2										
	A 小計														
	艇	4人漕ぎ	4X+	1艇1時間	艇	回		645	会議室1/2利用	8:30~12:30	回			220	220
					その他	750		13:00~17:00		300					
			その他		学生	430		17:30~21:00		440					
その他					500	※2									
2人漕ぎ		2X	学生		435	審判室(A)	8:30~12:30	回					340	340	
			その他		645		13:00~17:00						430		
		その他	学生		290		17:30~21:00	590							
			その他		430		※2								
1人漕ぎ		1X	学生		345	審判室(B)	8:30~12:30	回					310	310	
			その他		435		13:00~17:00						390		
		その他	学生		230		17:30~21:00	540							
			その他		290		※2								
審判艇			1,720	※1											
B 小計															
オールパドル	使用料	学生	1本1時間	本	回	160	D 小計								
						230	A+B+C+D 小計				(ア)				
C 小計															
B 小計															
C 小計															
B 小計															
C 小計															
B 小計															
C 小計															

注) ※1. 審判艇の燃料は使用者の負担とします。
 ※2. 会議室、審判室を上記の時間を超えて使用する場合は別途使用料金を加算します。
 ただし、上記の使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合は除きます。
 ※3. 水路用具は、4日以降1日につき、1,240円を加算します。

放送設備	一式半日	回	1,850	
水路用具	3日以内	回	5,920	※3
有線電話設備	一式半日	回	1,450	
ハンドマイク	1本半日	回	430	
トランシーバー	1セット半日	回	780	
移動式乗艇台	1台半日	回	620	
エルゴメーター	1台2時間	回	250	
電源1000W(持込器具)	1時間	回	50	
小計			(ウ)	
合計(イ)+(ウ)				
収納番号		収納年月日		

場長	主幹	合議	担当

承認印